

第 257 回大阪海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時	令和 6 年（2024 年）3 月 26 日（火曜日） 午後 3 時から午後 3 時 30 分
2. 場 所	大阪府咲洲庁舎 23 階 海区委員会室
3. 出席委員	今井 一郎、奥 浩幸、津本 芳孝、常松 睦弘、 田中 映治、樋口 正明、多田 稔、村上 知子（オンライン）、 鍋島 靖信（専門委員）
4. 府関係者	池田 孝雄、中村 良弘、新瀬 幾恵、 佐野 ^{まさき} 雅基（水産技術センター）
5. 事 務 局	大道 斉、久保 佳洋、池田 栄太郎
6. 議事事項	（1）委員の辞任 （2）知事許可漁業の許認可方針改正 （3）刺網等漁業の新規許可の方針
7. 議事概要 事務局 （大道書記長）	定刻となりましたので、ただ今から第 257 回大阪海区漁業調整委員会の開催をお願いしたいと思います。 本日は、オンライン出席の村上委員を含め、委員 8 名に出席いただいておりますので、漁業法第 145 条に基づき、本日の委員会が有効に成立していることをご報告いたします。 それでは、本日ご審議いただきます議題は、お手元の次第にありますとおり、 ・「委員の辞任」 ・「知事許可漁業の許認可方針改正」 ・「刺網等漁業の新規許可の方針」 の 3 件でございます。 それでは、今井会長、議事の進行、よろしくお願いします。
今井会長	只今から、第 257 回大阪海区漁業調整委員会を開催いたします。 はじめに、議事に入る前に、議事録署名人を、大阪海区漁業調整委員会規程第 9 条第 2 項の規定に基づき私から指名させていただきます。 議事録署名人については、常松委員と田中委員にお願いします。 それでは、議事に入ります。議題 1、「委員の辞任」について、事

	務局から説明をお願いします。
事務局 (大道書記長)	事務局の大道です。 伊瀬委員から令和6年3月19日付けで辞任届が提出されました。 委員の辞任については、漁業法第141条により都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得る必要がございますので、本日はご審議いただくものです。
今井会長	ただ今、事務局からの説明のありましたように、伊瀬委員から辞任届が提出されたことについては、大変残念ではございますが、本人の意志は固く、やむを得ないと考えますが、いかがでしょうか。
各委員	【意見なし】
今井会長	特にご意見・ご質問ないようですので、伊瀬委員の辞任について同意することとしてよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
今井会長	ありがとうございます。 それでは、伊瀬委員の辞任について同意することとします。事務局で手続きをよろしくをお願いします。 それでは、次の議題に入ります。 議題2、「知事許可漁業の許認可方針改正」について、水産課から説明をお願いします。
水産課 (池田副主査)	大阪府水産課の池田でございます。よろしくお願いいたします。 知事許可漁業の許認可方針改正、いかかご漁業の改正について、1月26日開催の第255回海区委員会にて、素案をご確認いただきました。その後、2月13日から3月13日の1カ月間、パブリックコメントの募集を行い、意見はありませんでした。 ついては、本日の委員会にて、正式な案として協議をさせていただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第 255 回と同様ですが、海区委員会資料 1（案の概要）をご覧ください。

「1. 概要」をご覧ください。改正内容は、いかかご漁業の許認可方針について、1メートルを超える大きさのかごを使用してはならない旨の規定を追加し、海区委員会指示でかごの大きさを定めているさかなかご漁業との整合を図ります。

なお、本規定については、平成 28 年に、いかかご漁業の許認可方針を策定した際、漁業者が直近に購入したいかかごの一部に長さ 1メートルを超えるものがあったことから、猶予期間をおいていましたが、令和 5 年度のさかなかご実態調査の際に 1メートルを超えるかごの使用が確認されなかったことを専門委員とともに確認し、これを踏まえまして、次回、令和 6 年 7 月 1 日の許可更新に先立ちまして、許認可方針の改正を行うものです。

このほか、所要の規定整備も行います。

「2. 改正内容」の改正後をご覧ください。条件の 1 つ目として、「かごは、長さ、幅、高さ又は直径（五角形以上の多角形においては最大直径）が 1メートルを超えるものを使用してはならない」を追記しています。文言はさかなかご漁業の海区委員会指示と同様です。現行の条件に関しては、内容を変えず順番のみ変更しています。

裏面をご覧ください。所要の規定整備に関しては、今回、語句の訂正や整合性を取る等、軽微な修正を行うものです。

資料の添付は割愛しておりますが、主な点としては、いかかご漁業の操業区域で「第 1 種共同漁業権範囲内」を他の許認可方針と整合性を取るため、「第 1 種共同漁業権区域内」に変更すること、地びき網漁業、小型定置漁業、潜水器漁業といった対人許可漁業の制限措置の内容で「許可等をすべき船舶の数」となっているのを「許可等をすべき漁業者の数」に修正することや、地びき網の操業区域で、「大阪府地先海面」となっているのを現状に合わせて「第 1 種共同漁業権区域内」に変更することなどです。いずれもより正確な記載にするための変更であり、実際の運用上の変更はございません。

以上について、参考資料 1（案）のとおり許認可方針を改正するものです。なお、対人許可漁業及び地びき網漁業の許認可方針については割愛しております。

	資料１の裏面ですが、「３．スケジュール」をご覧ください。 本日の大阪海区漁業調整委員会での協議後、３月中に知事許可漁業の許認可方針改正を実施する予定をしております。そして、令和６年４月中旬の大阪府漁業協同組合連合会組合長会議で報告を行う予定です。 説明については以上となります。ご協議のほどよろしくお願いいたします。
今井会長	ありがとうございます。 ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。
各委員	【意見・質問なし】
今井会長	特にご質問等が無いようですので、議題２の「知事許可漁業の許認可方針改正」については、水産課の案のとおりとしてよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
今井会長	ありがとうございます。 それでは、水産課の案のとおりといたします。水産課で改正に向けて手続きをお願いします。 それでは、次の議題に入ります。 議題３、「刺網等漁業の新規許可の方針」について、水産課から説明をお願いします。
水産課 (久保補佐)	水産課の久保です。資料２をご覧ください。 令和５年７月６日付で、大阪府水産課長名で各組合あてに発出させていただいた文章です。 ご理解いただいているかと思いますが、刺網等漁業としている囲刺網、さわら流網、つばす・すずき流網、刺網が大阪府北部海域において多く操業されて問題になっています。

	この事態を受けてこの4漁業種については、この日付で新規許可を出さないという緊急措置を出しました。ただし、各組合の共同漁業権内で行うと漁協で担保していただいた場合は、この限りではないとしています。 参考資料2のとおり、刺網等の実態調査を行いました。 各組合で北部海域における操業実態があるのか。もちろん、北部の組合は実態があってしかりというところですよ。あとは、4漁業種の各組合での許可数もまとめています。許可を2つ以上持っている方はダブルカウントしていますので、組合員の数よりも多くなっている場合もありますが、いったいどれくらいの方が操業されている実態があるのか、そういった方が主にどれくらいを目合いで獲っているのか、そして何を獲っているかについても調べています。また、問題になっているサワラの漁獲の有無も調べています。 表の右側にあります、さわら流網、すずき流網、すずき・つばす流網、囲刺網、刺網の数は、水産課で把握している許可数です。 許可数の多い組合、さわら流網の許可を持っている方がいないのにサワラを漁獲している実績がある組合や、北部海域に実際に漁獲しに行っていると回答のあった組合について、表の左側に○をつけていますが、より詳細な状況をヒアリングいたしました。 ヒアリング内容は多岐にわたり、概要はつけていませんが、7組合のほとんどが、新規の許可はしばらく止めるべきと回答されました。北部海域での事故について懸念されており、サワラ資源の枯渇を心配され、新規の許可の停止は必要との認識を共通してお持ちでした。 水産課内で検討した結果、やはり昨年7月に出したこの文書の内容のとおり、刺網等とした4漁業種については本年4月以降もしばらくの期間、新規の免許は出さないということになりました。今後の再開の目処についても、皆様のご意見を伺いたいと思います。
村上委員	しばらく免許を出さないという判断に関して、安全確保に必要かもしれないが、いつになったら改善されるのか。その判断基準は。
水産課	停止については海上保安庁からの意見で、多数の網が入り、特に

(久保補佐)	夜間に網がたくさん入っているので危険だと指摘されています。我々も夜間の状況は把握していません。全くの新規は止めるが、就業者で許可を持っている人からの継承によって新規参入を妨げないようにしてもらいます。当面の間は全くの新規は認めないことにしたいと考えています。
村上委員	安全確保は必要だが、今免許を持っている人へのアナウンスが必要かと思います。
水産課 (久保補佐)	ヒアリングによると、新規参入者には過去からの漁業者間の慣習による暗黙のルールをわきまえてない人がいるとのことで、漁業者間のルールを周知してもらう機会を作りたいと考えています。 村上委員のご意見の周知を図ることも考えたいと思います。
今井会長	ありがとうございます。 ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。
各委員	【意見・質問なし】
今井会長	特にご質問等が無いようですので、議題３の「刺網等漁業の新規許可の方針」については、水産課の方針を継続していくこととしてよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
水産課 (久保補佐)	それでは、漁協や資源管理部会などからの質問がありましたら、ご説明をよろしくお願いします。
今井会長	ありがとうございます。 それでは、議題３については水産課の方針を継続していくこととし、水産課から漁業者の方にも十分に報告しておいてください。 全ての議題を終えましたが、他に、ご意見、ご質問等ございませ

	んでしょうか。
各委員	【意見・質問なし】
今井会長 新瀬補佐	水産課、事務局において、何かございませんでしょうか。 資料１の知事許可漁業の許認可方針改正の概要で訂正をお願いしたいと思います。２ページの、その他所要の規定整備で、１つ抜けていましたので、訂正資料をお配りします。 まながつおで、黄色の閃光灯と標旗になっていますが、こちらを白色の閃光灯と標旗に変更して他の漁業と合わせたいと思います。パブリックコメントにはこの内容が入っていましたが、本日の資料には抜けていましたので訂正します。 サワラとマナガツオは同じ人が同様の漁具で行っていることが多いので、統一したいと思います。よろしくお願いします。
今井会長 水産課 (池田課長) 水産技術 センター (佐野部長) 今井会長 大道書記長 津本委員	他に、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。 【退任挨拶】 【退任挨拶】 他に、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。 次回は４月２２日の週を考えていますが、ご都合はいかがでしょうか。 ４月１６日から２６日まで、阪神高速湾岸線の工事で通行止めになります。２６日の朝からは開通します。

大道書記長	それでは、4月26日はいかがでしょうか。 村上先生も大丈夫ですか。
村上委員	出席可能です。
大道書記長	では、次回の開催日については、4月26日午後3時からとしたいと思います。岡委員にはこの日程の可否をお聞きした後、日程調整し連絡させていただきます。
今井会長	ありがとうございます。 本日の委員会の議事等は、これですべて終了しました。 これをもって本日の委員会を閉会させていただきます。 本日はお疲れ様でした。